

防衛省、警察庁、環境省への事前質問と解説

1. 防衛省向け

1-1. 7月22日、沖縄防衛局は、県道70号の路側帯にあった車2台と市民のテント、全国からの支援物資を撤去した。しかし県道70号の管理を行っているのは沖縄県である。防衛局がこのような撤去を行う法的根拠について、ご回答いただきたい。→解説 p.4

1-2. 防衛局は上記の撤去を行うときに、沖縄県側と協議を行い了解を得たか。

1-3. N1裏のテントについても、8月5日までに撤去するようという張り紙が貼られた。こちらについても法的根拠について、ご回答をお願いしたい。

1-4. N1裏テントが張られている土地の所有者・管理者は誰か。

1-5. 現在、高江ではオスプレイの飛行頻度が激しくなり、夜間ですら数機のオスプレイが飛び回り、騒音被害が発生している。住民の中には子どもたちと隣村に避難している人もいる。防衛省として、こうした現状を把握しているか。改善をはかるべきではないか。

1-6. 那覇防衛施設局が2007年2月に作成した環境影響評価（アセスメント）図書では、CH53ヘリを使用機種としていた。しかし前年06年には、在沖米軍トップが普天間飛行場に垂直離着陸輸送機MV22オスプレイを14～16年に配備するとし、実際に現在オスプレイが飛来している。環境影響評価をやり直すべきではないか。→解説 p.5

1-7. 2007年（平成19年）2月の那覇防衛施設局（当時、現在は沖縄防衛局）による「北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業（仮称）環境影響評価書」（自主アセス）では、G地区のヘリパッド建設予定地への進入路については、平面図に示されている。しかし、N1地区の2か所のヘリパッド建設予定地への進入路（現在工事中の仮設道路）については、まったく記述されていない。記述しなかった理由は何か、説明して下さい。

1-8. N1地区で現在工事中の仮設道路（進入路）は、県道70号線からN1地区まで施工されるのか、あるいは、さらに「N1裏（高江区の畑地）」まで延伸するのか、また、その工事期間はいつまでなのか説明して下さい。

1-9. 上記2の仮設道路に関する図面を示して下さい。また、この仮設道路は将来どうなるのか、元の状態にもどすのか、あるいは、進入路として米軍が使用するのか、説明して下さい。

1-10. パトロールの名目で増員派遣された防衛局職員が建設現場の警備等に当たるのは何故か。派遣目的、費用、費用項目を明らかにされたい。

## 2. 環境省向け

2-1. 現在、高江ではオスプレイの飛行頻度が激しくなり、夜間ですら数機のオスプレイが飛び回り、騒音被害が発生している。住民の中には子どもたちと隣村に避難している人もいる。環境省としては、こうした状況をどのように認識しているのか。 →解説 p.5

2-2. 環境省として現在の高江のオスプレイの騒音の状況、住民への影響、ノグチゲラ等の野生生物に与える影響を調査・評価を行うべきではないか。 →琉球新報記事 p.

2-3. N1周辺は、準絶滅危惧種のリュウキュウウラナミジャノメの生息地にもなっている。環境省としては、野生生物保護の観点から、意見を言うべきではないのか。

2-4. 那覇防衛施設局（2007年当時）の自主アセスによれば（6-9-20 ページ）、ヘリパッド建設予定地では、以下の表のように多種におよぶ「貴重な動物種」が記録されている。自主アセスでは、ヘリパッドの周囲 50m の範囲のみで影響の予測と評価をしたに過ぎず、オスプレイによる軍事訓練に関しては、極めて過小な評価となっている。国立公園を設置し自然遺産登録を目指すのであれば、このようなアセスの手法を是認し、結果として、希少種の保護を行わないのは問題ではないか。

表6.2.2.1(6) 貴重な動物種の分類群毎の集計  
(4地区：事業実施区域の調査地区)

分類群	N-1	N-4	G	H	合計
哺乳類	1	2	2	1	4
両生類	8	7	7	8	8
爬虫類	4	4	4	5	6
鳥類	16	13	16	14	18
昆虫類	23	26	26	16	33
魚類	4	3	6	3	6
底生動物	4	5	7	4	10
クモ類	1	1	1	1	1
陸産貝類	3	6	5	7	10
土壌動物	0	0	1	1	1
ワヤトカ類	0	0	0	0	0
動物合計	64	67	75	60	97

(注) 貴重な動物種とは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)による国内希少野生動植物指定種、国、沖縄県及び国頭村、東村の天然記念物(特別天然記念物含む)、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-」(2000～2006年 環境庁/環境省)及び「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータおきなわ-」(2005年 沖縄県)での選定種を示します(環境省版及び沖縄県版レッドデータブックにおける「情報不足」及び「未決定種」は除く)。

### 3. 警察庁向け

3-1. 沖縄県公安委員会から、東京、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡の公安委員会に対する要請に基づき、警察職員が派遣されている。派遣されている人数および期間についてご教示いただきたい。

3-2. 上記の派遣にあたっての費用は、いくらか。どこから支出されているか。

3-3. 7月22日の住民排除の際は、頸部を圧迫された女性、ろっ骨を折られた男性など、3人が救急搬送された。その他、警察職員による暴力の証言や映像もある。このことに関して、警察としてはどのように認識しているか。内部調査・処分を行わないのか。

3-4. 他府県から派遣された警察機動隊の任務(公務)は具体的にどのようなものか。「不法行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置を講ずる」(福岡県警察本部の回答)とは誰の何のことか、誰が何を根拠にそのように決めつけたのか。

3-5. 7月、8月と県道や住民が使う生活道である村道入口の封鎖などを行い、一時的にでも住民の交通を断つような行為を行った法的根拠は何か。

3-6. 東村での度重なる県道・村道入口などの道路の封鎖、検問についての指示を出しているのはどこの管轄の警察か。また封鎖、検問について、法的根拠を明らかにされたい。

当日質問： →琉球新報記事 p

東村高江で抗議活動をする人たちを県道上で取材していた琉球新報記者が20日午前、機動隊に強制排除され、約15分間、隊員による人垣と車両の間に閉じ込められた。この間、工事車両の資材搬入などの現場に近づくことができず、取材機会が奪われた。沖縄タイムスの記者も同様に排除され、一時閉じ込められた。いかなる根拠で、記者らの自由を拘束したのか。は報道の自由の侵害ではないか。本件に関しての詳細調査と見解を求める。

【解説】

1-1. 7月22日、沖縄防衛局は、県道70号の路側帯にあった車2台と市民のテント、全国からの支援物資を撤去した。しかし県道70号の管理を行っているのは沖縄県である。防衛局がこのような撤去を行う法的根拠について、ご回答いただきたい。

- ・ 道路管理者（沖縄県）ではない沖縄防衛局（国）が、裁判を経ずに撤去できる法律上の権限はない。
- ・ 道路管理者であっても、強制執行にあたっては所定の手続きをとる必要がある。
  - cf) 経産省前の脱原発テントに関しては、国は土地の明け渡しを求める裁判を起し、7月28日に最高裁が国の言い分を認める判決を出し、8月21日未明に裁判所による強制執行が行われた。こうした手続きを踏まなければ、強制執行はできない。
- ・ 当初国は、強制撤去したことを正当化するために、「防衛省設置法4条19号に基づいて撤去」したと発言。

防衛省設置法 第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。

十九 条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること。

しかし、これは防衛省の「お仕事リスト」にすぎず、テントの強制撤去の法的根拠にはなりえない。

福島みずほ議員の質問主意書に対する答弁書は以下の通り。

ポイントは、①工事を妨害、②所有者がいない——の2点だが、いずれもテントの撤去の法的根拠ではない。また、N1裏に関しては、県道ではないこと、テントの所有権は主張されていることから、この答弁書でかかれたことは当てはまらない。

北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事については、当該工事に反対する人々によって、国の所有地である進入路における車両の駐車、テント等の設置等の妨害行為が繰り返され、その円滑な実施が阻害されてきたところである。

これらの妨害行為は、同訓練場の一部土地を沖縄県が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。）第二条4の規定に基づき共同使用している道路上で（a）行われたことから、防衛省としては、道路管理者である同県に対して累次にわたって、車両、テント等の撤去に向けた所要の措置を講ずるよう要請してきたところであり、同県は、車両、テント等が道路管理者の許可を受けずに道路を占用し、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条に違反している状況にあるとの認識を示した上で、当該妨害行為を行っている人々に対して文書指導を行ったものと承

知している。

このような同県による文書指導によっても車両、テント等が撤去されず、さらにテント等の所有者が不明であったことから、沖縄防衛局においては、道路上に物件等を放置する行為は同条第一項に違反する行為であり、在日米軍や工事用車両等の通行を妨げていることを指摘し、その所有者にそれらを直ちに撤去するとともに再び同様の行為を繰り返さないことを要請し、さらに、テント等の所有者の有無を確認する趣旨で、平成二十八年七月十九日を経過しても撤去されていないテント及びその内部に放置されている物件については所有権が放棄されたものとみなす旨を記載した要請文を掲示し、所有者を名乗る者がいなかったことを確認した上で、当該テント等については所有者がいないものと判断し、同局において、在日米軍の施設及び区域の適切な管理を図るとともに当該工事の事業者として工事の円滑な実施及び進入路における安全を確保する観点から、当該テント等を撤去し、同局名護防衛事務所において保管しているところである。

1-6. 那覇防衛施設局が2007年2月に作成した環境影響評価（アセスメント）図書では、CH53ヘリを使用機種としていた。しかし前年06年には、在沖米軍トップが普天間飛行場に垂直離着陸輸送機MV22オスプレイを14～16年に配備するとし、実際に現在オスプレイが飛来している。環境影響評価をやり直すべきではないか。

福島みずほ議員質問主意書に対する答弁書より。

北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業は、沖縄県環境影響評価条例（平成十二年沖縄県条例第七十七号）の適用対象事業ではなく、同事業に係る環境影響評価については、法的に義務付けられているものではないが、那覇防衛施設局（当時）において、自然環境の保全にできる限り配慮するとの観点から、自主的に実施したところである。

沖縄防衛局としては、環境影響評価を再度行う必要があるとは考えておらず、今後自主的に行うこととしている事後調査において、ヘリコプター着陸帯における垂直離着陸機MV22オスプレイ等の飛行運用を踏まえた騒音、植物、動物等の調査を実施し、その状況を把握することとしている。

- ・ 子どもを避難させた住民までいる。騒音影響は、事業の主要な影響の一つで、すでに住民生活の脅威となっている。事後的な調査ですませられる話ではない。
- ・ そもそも環境アセスの目的は、法的なものであろうが、自主的なものであろうが、国際的には、事業における環境社会的な影響を、予測・評価し、緩和策を検討し、それを住民等のステークホルダーへの公開・協議を行い、事業に反映させることである。
- ・ 琉球大学環境建設工学部准教授の渡嘉敷健氏による測定図（次ページ）  
約2時間の間に28回ほど80デシベル以上に。

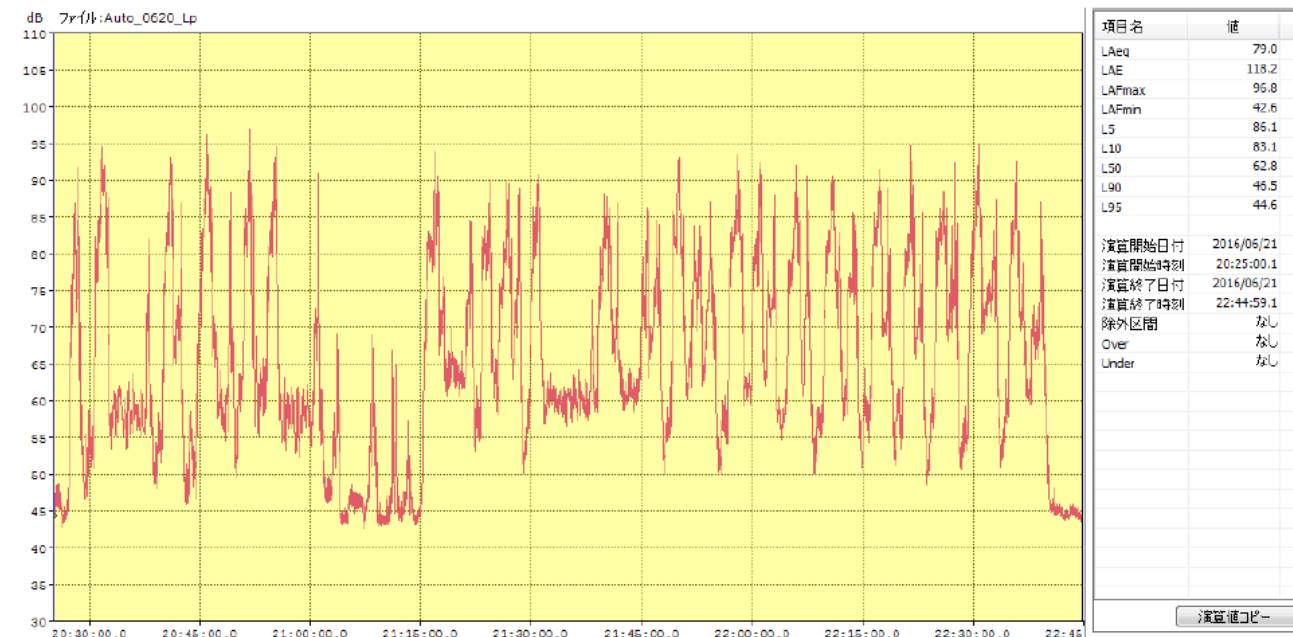


図3 201606200628 高江 0621202500 2H20M オスプレイ 3機離着陸訓練  
 2016/06/21 20:51:39 L Amax=96.8dB L Aeq2H20M=79.0dB L AE =118.2dB

航空機騒音に係る環境基準について

(昭和 48.12.27 環境庁告示第 154 号)

改正 平 5 環告 91 改正 平 12 環告 78 改正 平成 19 年環告 114

環境基本法 (平成 5 年法律第 9 1 号) 第 1 6 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準 (以下「環境基準」という。) 及びその達成期間は、次のとおりとする。

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

(注)

I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

## 機動隊派遣の根拠、費用、暴力について

- 総勢500名ともいわれる警視庁、千葉県警、神奈川県警、愛知県警、大阪府警、福岡県警の機動隊の派遣は、7月12日付の沖縄県公安委員会から各都府県の公安委員会への派遣要請によるものだが、前日の7月11日に、警察庁警備部警備課から各都府県の公安委員会に対し、沖縄の派遣に誤りなく応じるようにとの通知が出ていた。
- 千葉県は、千葉県警の機動隊と警察車両の派遣に2,800万円の国費が充てられていることを明らかにしている。
- 福岡県警察本部は、開示請求に対し、派遣期間、派遣人数及び帯同装備品等を開示しない理由として「当該部分は、公にすることにより、警察の対応能力が明らかとなり、不法行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置を講じるなど、警備実施業務に支障を及ぼすおそれがあるため」と回答している。この回答は誰が作成したのか。不法行為とは何か。不法行為を敢行しようとする勢力とは誰か。警備実施業務とは何か。
- ダンプの搬入に際し、ダンプの前後に警察が車両が何台もついて「大名行列」状態。ゲートに搬入する際に、機動隊は県道を封鎖しており、高江の住民の生活にも支障をきたしている。
- 8月11日に原付バイクを運転していた男性が、現行犯逮捕された。公務執行妨害容疑だが、市民が撮った動画では、バイクで警察官を引きずるなど、警察が主張するような場面は映っていなかった。男性は12日に釈放された。

原簿保存期間1年未満  
(平成28年12月31日まで)

分類番号 A111

沖公委(備二)第22号  
平成28年7月12日

東京都公安委員会  
千葉県公安委員会  
神奈川県公安委員会  
愛知県公安委員会  
大阪府公安委員会  
福岡県公安委員会  
殿

沖縄県公安委員会

警察職員の援助要求について

警察法第60条第1項の規定に基づき、次のとおり警察職員の援助を要求します。

記

1 派遣を必要とする理由

沖縄県内における米軍基地移設工事等に伴い生ずる各種警備事象への対応

2 援助を必要とする期間及び人員

	派遣期間	派遣人数
警視庁		
千葉県警		
神奈川県警		
愛知県警		
大阪府警		
福岡県警		

3 特別派遣部隊の任務

米軍基地移設工事等に伴い生ずる各種警備事象への対応

4 帯同装備品等

※その他の資機材等については別途連絡します。

担当係 実施第二係 警電

原簿保存期間 1年(平成28年12月31日まで)  
有価書類 二重(平成28年12月31日まで)

関係管区警察局広域調整部長  
警視庁警備部長 殿  
関係府県警察本部長

警察庁丁備発第283号  
平成28年7月11日  
警察庁警備局警備課長

沖縄県警察への特別派遣について(通知)

みだしの件については、沖縄県公安委員会から関係都府県公安委員会あて要請が行われる予定であるが、派遣期間及び派遣部隊については次のとおりであるから、派遣態勢に誤りなきを期されたい。

記

1 派遣期間及び派遣部隊

派遣期間	派遣部隊	人員
	警視庁	
	警視庁	
	千葉県警察	
	神奈川県警察	
	福岡県警察	
	愛知県警察	
	大阪府警察	
計		

2 その他

特別派遣に伴う帯同装備、車両等具体的事項については、関係警察相互間において連絡協議されたい。

連絡先

警察庁警備局警備課企画係  
警部(警電)